

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年3月10日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 石倉 三良

1 工事概要

(1) 工事名 東千歳（5）宿舎新設機械工事（1工区）

(2) 工事場所 北海道千歳市

(3) 工事内容

【東千歳宿舎】

宿舎新設（1工区）に伴う機械設備工事

・構造：鉄筋コンクリート造5階建

・規模：延べ面積 約4,900m²

(4) 使用する主要な資機材

ガス給湯器 54個、全熱交換器 54個、消火ポンプユニット 1台、乗用エレベータ（車いす仕様）1基

(5) 工期 契約日の翌日から令和7年6月30日まで

(6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。また、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

(7) 本工事は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う工事である。

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(9) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う業務である。ただし、電子契約システムにより難い者は、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。

(10) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（発注者指定型・受注者希望型）（現場閉所型・非現場閉所型）」の試行対象工事である。

(11) 本工事については、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

(12) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(13) 本入札に関わる落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和5年度予算が成立し、本件に係る予算の示達がなされることを条件とする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること。

また、開札の時点において、防衛省における令和5・6年度「防衛省競争参加資格」のうち、「管工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 令和3・4年度防衛省競争参加資格の「管工事」に係る総合審査数値が870点以上（Aランク）であること。また、開札の時点において、令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が870点以上（Aランク）であること。（2）及び（4）に掲げる事項を満たしていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、（2）及び（4）に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして、次に示す実績を有すること。

（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

・同種工事：延べ面積2,900m²／棟以上の新設機械設備工事を施工した実績を有すること。

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・技術士で次に掲げるいずれかの部門

「機械部門」（流体工学、熱工学のいずれか）

「上下水道部門」、

「衛生工学部門」、

「総合技術監理部門」（「機械部門」（流体工学、熱工学のいずれか）、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」）

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の部門、選択科目にあっては現部門及び現選択

科目に対応するもの。

- ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者。

イ 平成 19 年度以降に、次に示す実績を有すること（原則、着工から完成まで従事していること。）。

- ・同種工事：延べ面積 1,400 m²／棟以上の新設機械設備工事を施工した経験を有すること。

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

また、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐）の配置を認めない。

エ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることができ、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 北海道防衛局が発注した「管工事」のうち、令和 2 年度及び令和 3 年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(11) 北海道防衛局の管轄区域（北海道）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次の各項目とし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の施工能力、企業の信頼性・社会性

イ 施工体制

ウ その他（ペナルティ）

エ 貸上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として 100 点を付与する。

イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア、イの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に 20 点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)イの評価項目について最高 30 点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)の各項目をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるととき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ウ) 技術評価点が標準点（100 点）を下回らない。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他

受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1 工事最大 10 点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から入札書の提出期限まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所 防衛省競争参加資格を確認の上、(1)でのみ行う。なお、防衛省競争参加資格の確認が出来る資料を持参すること。

ウ 交付方法 全て、紙で交付を行う。

また、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付又は持参すること。

なお、図面データ等の配布は配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年3月20日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（複数のメールでの申請は認めない。電子メール容量は10MB以下とする。）により行うものとする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 受領期限 令和5年4月12日 午後1時30分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等（電子メールでの提出は、認めない。）により提出する。なお、詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月24日 午前10時

イ 場所 北海道防衛局入札室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付（保証金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。ま

た、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和5年4月3日から令和5年4月12日まで（利付国債の提供の場合は令和5年4月5日）の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。

イ 提出場所 上記4(1)と同じ。

ウ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送等による。

(4) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(5) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(6) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否

原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成をするものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難いものは、発注者に紙契約希望届を上記4(1)に提出し、紙契約に代えることができる。

紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。また、防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の随時受付において申請を行った場合、当該開札の時点に審査が終了せず、競争に参加できないことがあるが、その場合は、無効として扱い、指名停止等の対象外とする。
- (14) 本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。
- (15) 詳細は、入札説明書による。